

宗教法人「沖縄バプテスト連盟」規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この宗教団体は、宗教法人法による宗教法人であって、「沖縄バプテスト連盟」(以下「連盟」という。)といい、その規則を「沖縄バプテスト連盟規約」(以下「規約」という。)という。

(事務所の所在地)

第2条 連盟は、事務所を沖縄県中頭郡西原町字幸地1019番1に置く。

(目 的)

第3条 連盟は、「バプテストの主義と理想」に基づき、加盟教会を包括し、教会相互間の連絡及び協力を図り、教会の霊的成長を促し、伝道、教育、出版等を通してキリストの福音をひろめ教会を強化し、その他この宗教団体の目的を達成するため財産管理、その他の業務及び事業を行なうことを目的とする。

(公 告)

第4条 連盟の公告は、機関紙「沖縄バプテスト」に1回掲載し、及び事務所の掲示場に10日間掲示して行う。

第二章 教 会

(加盟教会)

第5条 連盟は、「バプテストの主義と理想」に基づき、規約に従って互いに協力してキリストの福音を立証し、宣教しようとする教会を「加盟教会」とする。

(被包括団体)

第6条 連盟は、加盟教会をもって被包括団体とする。

(加盟及び除名)

第7条 教会が連盟に加盟しようとするときは、連盟の承認を必要とする。

2 連盟は、教会を加盟教会から除名することができる。

3 前2項の手続きについては、別に定める規則による。

(教会財産の処分等)

第8条 教会財産のうち、その取得に関し連盟と関係ある財産の処分等については、連盟の承認を必要とする。

第三章 総 会

(組 織)

第9条 連盟は、第3条の目的を遂行するために総会を置く。

2 総会は、教会から派遣された代議員をもって構成する。

3 代議員の資格、その他については、別に定める規則による。

4 代議員の議決権は、各々平等とする。

(招 集)

第10条 総会は、年次総会(以下「年会」という。)及び臨時総会とする。

2 総会は、理事長が召集する。

3 理事長は、毎年1回年会を招集しなければならない。

4 理事長は、教会の3分の1以上又は理事5人以上から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(総会役員)

第11条 総会に、総会役員として議長及び副議長各々1人、並びに書記若干名を置く。

2 総会は、教会員のうちから次年度総会役員を選出する。ただし理事は総会の役員となることはできない。

3 総会役員の職務については、別に定める規則による。

(総会委員会)

第12条 総会は必要に応じて、若干の委員会を設けることができる。

2 委員会の組織、職務権限については、別に定める規則による。

(議事及び議決の定足数)

第13条 総会は、登録代議員の半数以上の出席及びその所属する教会の数が加盟教会数の半数以上に達しなければ、議事を開き議決することができない。

2 総会の議決は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席代議員の半数で決し、可否同数のときは議長の裁決による。

(審議事項)

第14条 総会において処理すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約及び規則の制定並びに変更に関する事項
- (2) 教会の加盟及び除名等の決定に関する事項
- (3) 代表役員、責任役員及び監事の任免に関する事項
- (4) 総会役員等の任免に関する事項
- (5) 前年度諸活動に関する事項
- (6) 前年度歳入歳出決算に関する事項
- (7) 活動基本方針に関する事項
- (8) 次年度活動計画に関する事項
- (9) 次年度歳入歳出予算に関する事項
- (10) 特別財産及び基本財産の設定並びに変更に関する事項
- (11) その他理事長が必要と認めた事項
- (12) その他連盟において重要な事項

(総会の権限委任)

第15条 総会閉会中、緊急な必要が生じた場合は、理事会の議を経て、これを処理することができる。この場合、次の総会において承認を受けなければならない。

第四章 理事会その他の機関

第一節 代表役員及び責任役員

(員数及び呼称)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 責任役員 7人
- (2) 監事 2人

2 責任役員のうち1人を代表役員とする。

3 代表役員である理事を「理事長」といい、その他の責任役員を「理事」という。

4 理事のうち1人を「副理事長」とする。

5 役員の選任にあたっては、各役員について親族その他特別の関係のある者が3分の1を越えて含まれることにならない。

(理事の選出)

第17条 理事長及び理事は、連盟加盟教会の会員（以下「教会員」という。）でなければなら

ない。

- 2 理事長及び理事は総会において選出する。
- 3 理事に欠員が生じた場合は次点者をもって充てる。
- 4 監事は、この法人の理事及び職員以外の者のうちから総会において選出する。その選任に当っては、責任役員の親族、その他特別の関係にある者は含まれてはならない。また、各監事は相互に親族、その他特別の関係があってはならない。

(理事及び監事の任期)

第18条 理事長及び理事並びに監事の任期は、選出された総会の翌月 1 日から 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事は、引き続き 2 期を越えて在任することはできない。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後でも後任者又は代務者が就任するときまで、なおその職務を行うものとする。

(代表役員の職務権限)

第19条 理事長は、連盟を代表しその事務を総理する。

(責任役員の職務権限)

第20条 理事は、理事会を組織しこの法人の事務を決定する。

- 2 理事の職務分担については、別に定める規則による。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、この法人について次の職務を行う。

- (1) 法人の財産状況の監査をすること。
- (2) 理事長の業務の執行状況の監査をすること。
- (3) 財産状況又は業務の執行につき不整の点があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

第二節 代務者

(代表役員の代務者)

第22条 次の各号の 1 に該当するときは、副理事長がその代務者となる。ただし、副理事長をもって充てることができないときは、理事の互選による。

- (1) 理事長が死亡、辞任その他の事由で欠け、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。
- (2) 理事長が病気、旅行その他の事由で 3 ヶ月以上その職務を行うことができないとき。

(責任役員の代務者)

第23条 次の各号の 1 に該当するときは、教員のうちから理事会においてその代務者を選任する。

- (1) 理事長以外の理事が死亡、辞任、その他の事由で欠け、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。
- (2) 理事長以外の理事が病気、その他の事由で 3 ヶ月以上その職務を行うことができないとき。

(代務者の職務権限)

第24条 代務者は、それぞれ理事長、副理事長その他の理事に代ってその職務権限の全部を行う。

(代務者の退任)

第25条 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、その職を退くものとする。

第三節 仮代表役員及び仮責任役員

(仮代表役員及び仮責任役員の選任)

第26条 理事長は、連盟と利益が相反する事項については代表権を有しない。

この場合には、副理事長が仮代表役員となる。ただし副理事長に事故があるときは、理事の互選により仮代表役員を選任する。

- 2 理事は、その理事と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、議決権を有する理事の員数が5人に満たない場合は、理事会においてその員数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選任しなければならない。

第四節 理事会

(理事会)

第27条 理事会は理事長が招集する。

- 2 定期理事会は年6回開催する。
- 3 理事長は3人以上の理事から請求があったときは、臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会に議長1人を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 5 理事会は、5人以上の出席で成立する。
- 6 理事会の議事は、別段の定めがある場合を除き、理事の定数の過半数で決し、その議決権は各々平等とする。
- 7 理事会に出席しない理事は、書面による意見開陳をすることができる。ただし代理人による出席及び書面又は代理人による表決はできない。

(理事会の所管事項)

第28条 理事会の所管事項については、別に定める規則による。

第五節 理事会に所属する委員会

第29条 理事会は必要に応じて若干の委員会を設けることができる。

- 2 委員会の構成、職務権限等については、理事会が別に定める規則による。

第五章 財 務

(会計年度)

第30条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、特別財産、基本財産及び普通財産とする。

- 2 特別財産は、宝物及び什物のうちから設定する。
- 3 基本財産は、次の財産のうちから設定する。
 - (1)土地、建物その他の不動産
 - (2)公債、社債その他の有価証券
 - (3)永遠保存の目的で積立てた財産
 - (4)基本財産として指定された寄附金
- 4 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、財産から生ずる果実及び一般の収入とする。

(特別財産及び基本財産の設定並びに変更)

第32条 特別財産若しくは、基本財産の設定又は変更をしようとするときは、理事会において理事の定数の3分の2以上の議決を得て総会の承認を受けなければならない。

(会計の区分)

第33条 連盟の会計は、一般会計及び特別会計とする。

(経費の支弁)

第34条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

- 2 この法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、その法人の役員等またはこれらの配偶者及び三親等以内の親族がその法人から施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他特別の利益を受けてはならない。ただし理事が職員として給与を受ける場合はこの限りではない。

(予算の編成)

第35条 予算は、毎会計年度開始前までに、理事会において理事の定数の3分の2以上の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(決算の作成)

第36条 決算は、理事会において、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、収支計算書、財産目録等を作成し、理事5人以上の議決を経て、監事の監査を受けるものとする。

- 2 一般会計の決算は、監査後におこなわれる最初の総会で承認を得なければならない。

(基本財産の管理)

第37条 基本財産たる現金は、確実な銀行に預けるなど適正に管理しなければならない。

(財産の処分等)

第38条 連盟が次に掲げる行為をしようとする場合は、理事会において理事の定数の3分の2以上の議決を得て総会の承認を得なければならない。ただし、この行為が緊急の必要に基づくものであり又は軽微なものである場合は、この限りではない。

- (1) 不動産又は財産目録に掲げる財産を処分し、又は担保に供すること。
- (2) 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）その他新たな義務負担及び権利の放棄。
- (3) 主要な建物の新築、改築、増築、移築、除去又は著しい模様替えをすること。

(財産管理運用の細目)

第39条 財産管理運用の細目については別に定める規則による。

第六章 公益事業及びその他の事業

(事業)

第40条 連盟は「バプテストの主義と理想」に基づいて、次の公益事業、その他の事業を行う。

- (1) キリスト教修養会場「北山荘」
- (2) キリスト教書籍販売事業「沖縄キリスト教書店」

- 2 前項の事業に関する管理運営は、理事会において別に定める規則に従って委嘱する。
- 3 第1項の事業より得られた収益は連盟又はその事業活動のために使用しなければならない。

(事業団の助成)

第41条 連盟は、連盟が設立しかつ「バプテストの主義と理想」に基づいて管理運営される法人と緊密な連絡を保つとともに諸般の助成を行うことができる。

第七章 補 則

(規約の変更及び合併)

第42条 この規約を変更しようとするときは、理事5人以上及び総会出席代議員の3分の2

以上の議決を得なければならない。この連盟が合併しようとするときもまた同様とする。

(解散の手續)

第43条 この連盟が解散しようとするときは、解散のときにおける理事5人以上及び総会出席代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散した場合における残余財産は、「バプテストの主義と理想」に基づく教会若しくはその他の公益法人に帰属する。

2 前項の決定は、解散のときにおける理事5人以上及び総会出席代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(施行細則)

第45条 この規約を施行するために必要な規則は総会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規約は沖縄県知事の認証を受け、設立の登記した日から施行する。

2 この規約施行当初の代表役員及びその他の責任役員は次のとおりとする。

代表役員	國 吉 守
責任役員	下 地 朝 隆
責任役員	渡 真 利 文 三
責任役員	玉 城 啓 道
責任役員	安 室 朝 清
責任役員	名 護 良 健
責任役員	安 里 嗣 昌
責任役員	照 屋 寛 武
責任役員	伊 波 盛 次 郎

この規則は昭和57年3月23日認証しました。

沖縄県知事 西 銘 順 治

附 則

1 この規約は、改正認証後1997年4月1日より施行する。

附 則

1 この規約は、改正認証後2007年3月23日より施行する。

附 則

1 この規約は、沖縄県知事の変更認証後2014年1月28日より施行し、2014年度年次総会において選出される理事長及び理事並びに監事から適用する。

2 この規約施行の際に存任する理事長及び理事並びに監事の任期は、2014年度年次総会が開催される月の末日までとする。

附 則

1 この規約は、改正認証後2014年8月21日より施行する。

附 則

1 この規約は、改正認証後2016年5月17日より施行する。

附 則

1 この規約は、改正認証後2018年11月22日より施行する。